

青森県報

第三千七百九十四号

平成二十六年
一月十七日
(金曜日)

目次

告示

保安林の指定施業要件の変更	(林政課) …… 一
道路の区域の変更	(道路課) …… 一
道路の供用の開始	(同) …… 二

公告

大規模小売店舗の変更の届出	(商工政策課) …… 二
県営土地改良事業計画変更の決定	(農村整備課) …… 四
出先機関	
土地改良区の役員の退任	(三八地域 県民局) …… 五
公安委員会	
役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格	(運転免許課) …… 五

告示

青森県告示第二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十六年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東津軽郡今別町大字大泊字上山崎六三の一（次の図に示す部分に限る。）六三の五五、六三の六三、六三の六四、六三の六六、六三の六九、六三の七三、六三の七五、六三の七六、六三の八二から六三の八四まで、六三の八九、六三の一〇五、六三の一〇六、六三の一〇八、六三の一〇七、六三の一〇八、六三の一〇九から六三の一四〇まで、六三の一四二、六三の一四六、六三の一四八、六三の一五〇、六三の一五一、六三の一五三、六三の一五七から六三の一六二まで、六三の一七一、六三の一七二、六三の一七六から六三の一七九まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び今別町役場に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年二月十六日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

1	番 号	種 類	路 線 名	変 更 の 区 間	変 更 の 区 間	変 更 の 区 間	備 考
県 道	津 軽 新 城 停 車 場 油 川 線	青 森 市 大 字 新 城 字 天 田 内 一 七 四 の 一 从 青 森 市 大 字 新 城 字 天 田 内 一 七 三 の 一 まで	青 森 市 大 字 新 城 字 天 田 内 一 七 四 の 一 从 青 森 市 大 字 新 城 字 天 田 内 一 七 三 の 一 まで	青 森 市 大 字 新 城 字 天 田 内 一 七 四 の 一 从 青 森 市 大 字 新 城 字 天 田 内 一 七 三 の 一 まで	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長	
後	前	後	前	後	四 八 ・ 三 〇 〇 メ ー ト ル まで	七 ・ 三 〇 〇 メ ー ト ル 从 一 八 ・ 六 〇 〇 メ ー ト ル まで	一 一 二 ・ 七 〇 〇 メ ー ト ル
後	前	後	前	後	四 八 ・ 三 〇 〇 メ ー ト ル まで	七 ・ 三 〇 〇 メ ー ト ル 从 一 八 ・ 六 〇 〇 メ ー ト ル まで	一 一 二 ・ 七 〇 〇 メ ー ト ル

青森県告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年二月十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道津軽新城停車場油川線	青森市大字新城字天田内一七四の一から青森市大字新城字天田内一七三の一まで	平成二六・一・一七

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年一月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン十和田ショッピングセンター

十和田市大字相坂字六日町山一六九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	年 月 日 更
イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五のー 代表取締役 村井正平	イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五のー 代表取締役 梅本和典	平成二六・一・一七

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	年 月 日 更
イオンスーパーセンター株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五のー 代表取締役 岡崎双一	イオンスーパーセンター株式会社 岩手県盛岡市菜園一丁目一のー 代表取締役 東尾啓央	平成二六・一・一七 (住所) 二六・一・一七 (代表者) の氏名
スナップス販売株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目六のー 代表取締役 本田進	スナップス販売株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目六のー 代表取締役 本田進	平成二六・一・一七
株式会社ニユーステップ 東京都中央区新川一丁目二のー 一五茅場町中ビル五階 代表取締役 高田寛司	株式会社ニユーステップ 東京都中央区新川一丁目二のー 一五茅場町中ビル五階 代表取締役 高田寛司	平成二六・一・一七

株式会社夢や 東京都港区浜松町二丁目二の五 代表取締役 高杉弘美	株式会社コックス 東京都江東区新大橋一丁目八の 代表取締役 荻原久示	株式会社ヴィレッジヴァンガード 愛知県愛知郡長久手町大字長湫 字上鴨田一の二の 代表取締役 菊地敬一	株式会社御菓子のみやきん 上北郡七戸町字七戸三二九の一 代表取締役 宮沢公生	トリンプ・インターナショナル 株式会社 東京都大田区平和島六丁目一の 一東京流通センタービル一〇階 代表取締役 吉越浩一郎	株式会社モリタ 八戸市大字三日町一四の一 代表取締役 盛田明	有限会社WIP 宮城県仙台市青葉区大町二丁目 六の五 代表取締役 鈴木満	株式会社タカキユー 東京都板橋区板橋三丁目九の七 代表取締役 出口光	株式会社パレモ 愛知県名古屋市中村区名駅三丁 目二六の八 代表取締役 石田定正	株式会社ホットランド 群馬県桐生市広沢町四丁目二四 三〇 代表取締役 佐瀬守男
		株式会社ヴィレッジヴァンガード 愛知県名古屋市名東区上社二丁 目九〇一 代表取締役 菊地敬一	変更無し		変更無し	変更無し			株式会社ホットランド 宮城県石巻市大街道北二丁目一 の二六 代表取締役 佐瀬守男
三・九二〇	三・九二〇	三・九二〇 (名称) 三・九二〇 (住所)		三・九二〇				三・九二〇	三・三二六

株式会社大創産業 広島県東広島市西条町大字吉行 字向一の六〇 代表取締役 矢野博文	株式会社ハニーズ 福島県いわき市鹿島町走熊字七 本松二七の一 代表取締役 江尻義久	株式会社ブックバーン 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 五の一 代表取締役 柿内宏一	株式会社メガネスーパー 神奈川県小田原市本町四丁目二 の三九 代表取締役 田中八郎	株式会社二葉屋 新潟県南魚沼郡六日町大字六日 町七六の一 代表取締役 五十嵐榮一	株式会社イオンファンタジー 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目 五の一 代表取締役 辻善則	株式会社プラスハート 大阪府大阪市中央区北浜一丁目 九の九 代表取締役 松尾正司	エステール株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目二〇 の二 代表取締役 丸山朝		
株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁 目四の一四 代表取締役 矢野博文	変更無し		株式会社メガネスーパー 神奈川県小田原市本町四丁目二 の三九 代表取締役 星崎尚彦	株式会社二葉屋 新潟県南魚沼郡六日町七六の一 代表取締役 五十嵐榮一	株式会社イオンファンタジー 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目 五の一 代表取締役 片岡尚	変更無し		株式会社ジーフット 愛知県名古屋市千種区今池三丁 目四の一〇 代表取締役 松井博史	株式会社正光画廊 東京都品川区戸越六丁目一の 二 代表取締役 塩野正雄
一六・三一		三・九二〇	三・七二六	一六・二一	二・三三一		三・九二〇	三・九三	三・九三

- 二 縦覧の期間
平成二十六年一月二十日から同年二月十七日まで
- 三 縦覧の場所
弘前市役所、五所川原市役所、つがる市役所及び鶴田町役場

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、田子町土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十六年一月十七日

三八地域県民局長 中 嶋 和 行

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	関口 治夫	三戸郡田子町大字田子字堅田三三の一	平成三三・三・二九

公 安 委 員 会

青森県警察本部長告示第二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定に基づき、役務の提供を受ける契約（免許関係事務業務に係るもの、更新時講習業務に係るもの、指定自動車教習所職員講習委託業務に係るもの並びに停止処分者講習業務に係るもの及び違反者講習業務に係るものに限る。以下「役務契約」という。）を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）

の申請の時期及び方法を次のとおり定めただので、同令第六百六十七条の五第二項及び第六百六十七条の十一第三項において準用する同令第六百六十七条の五第二項の規定により公示する。

平成二十六年一月十七日

青森県警察本部長 徳 永 崇

一 競争入札参加資格

1 資格審査の対象となる者は、県と役務契約を締結することを希望する法人であつて、次のいずれにも該当しないものとする。

(一) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項の規定に該当する者（ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者を除く。）

(二) 営業に関し許認可等が必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者

(三) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号（同令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(四) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）

(五) 次に掲げる者に該当する者

ア 暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）

イ 役員等（法人にあつては役員であつて経営に事実上参加している者、法人でない団体にあつては代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及びその使用人（支配人、本店长、支店长その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者

ウ 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用したことに関し、金品その他財産上の利益の供与（以下「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を

得ない金品等の供与をしたと認められる者
 工 役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者

オ 役員等が暴力団と交際していると認められる者

2 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について別に定める役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領に基づき、資格審査を受け、その結果に基づいて契約の金額により区分されたA、B及びCの三等級のいずれかに格付された者であつて、当該契約の金額に対応する等級に格付されたものとする。

(一) 生産額又は販売額

資格審査の申請をする日（以下「審査基準日」という。）の直前二年の各事業年度における生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額

(二) 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度終了後の決算（以下「決算」という。）における自己資本額（純資産の部の合計額）

イ 決算における事業に従事する職員数

(三) 経営比率

決算における流動比率（流動資産を流動負債で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

(四) 営業年数

審査基準日までの営業年数

(五) 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十三条第七項に規定する事業主にあつては所轄の公共職業安定所に報告した直近の法定雇用率達成の有無とし、それ以外の事業主にあつては審査基準日における障害者（同法第二条に規定する障害を有し、同法第四十三条第一項に規定する労働に従事している者をいう。）の雇用人数とする。

(六) ISO 認証取得

審査基準日における国際標準化機構が定めた規格（ISO 9001・14001）の認証取得の有無

二 競争入札参加資格の特例

契約について、当該契約に対応する等級に格付された者が少数であるため、入札の競争性が失われるおそれがあると認められる場合には、当該契約に対応する等級以外の等級に格付された者を、その者の現在の受注能力等を勘案して、競争入札に参加させることがある。

三 資格審査の申請の時期

平成二十六年一月十七日から同月三十一日までとする。

ただし、申請をしようとする者が他の時期に当該申請を希望する場合は、この限りでない。

四 資格審査の申請の方法

1 資格審査の申請は、役務契約の業務種別ごとに競争入札参加資格審査申請書（様式第一号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、青森県警察本部運転免許課に提出して行わなければならない。

(一) 経営規模等総括表（様式第二号）

(二) 商業登記事項証明書の原本又は写し

(三) 財務諸表（審査基準日の直前二年の各事業年度における決算に係るもの）
 貸借対照表及び損益計算書

(四) 納税証明書（審査基準日直前の事業年度一年分）

法人税、消費税及び地方消費税に係るもの並びに法人事業税及び法人住民税に係るもの（本店の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府県民税に係るもの）

(五) 許認可証等の写し

契約の履行に関し、法令等に基づく許可、認可又は登録等が必要な場合は、当該許可、認可又は登録等を受けていることを証する書類の写し

(六) 障害者雇用状況報告書の写し

(七) ISO 認証取得登録証の写し

(八) 役員等一覧表（様式第三号）

(九) その他青森県警察本部長が必要と認めた書類

2 申請書及び1の(三)の財務諸表は、日本語で作成し、1の(四)から(九)までの添付書類について外国語で作成されているものには、日本語による翻訳文を付記し、又は添付するものとする。

3 1の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の規定による外国貨幣換算率の例により日本通貨に換算し、

記載しなければならない。

五 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

六 競争入札参加資格の格付の有効期間

競争入札参加資格の格付の有効期間は、五の規定による格付の決定の通知において指定する日から平成二十九年一月三十一日までとする。

七 申請書の記載事項の変更届等

資格審査の結果の通知を受けた者は、次に掲げる事項について変更があったとき、営業を廃止したとき又は休業するときは、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更(休・廃業)届(様式第四号)を提出しなければならない。

ただし、1から3までに係る事項について、その内容が登記事項である場合は、商業登記事項証明書の原本又は写し及び役員等一覧表(様式第三号)を添付するものとする。

1 商号又は名称

2 本店又は年間委任状を提出している支店等の所在地又は住所

3 代表者又は年間委任状の受任者の氏名

4 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

様式第1号

年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書

青森県が締結する役務の提供を受ける契約(免許関係事務業務、更新時講習業務、停止処分者講習業務、違反者講習業務及び指定自動車教習所職員講習委託業務に限る。)に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

様式第2号

経営規模等総括表

区分 新規・継続

区分 役務の提供

審査値	格付

フリガナ 商号又は 住所又は 主たる営業 の所在地	代表者名 職	
住所又は地 主たる営業 の所在地	〒	電話番号 FAX番号	
本申請の 担当者	部署名 担当姓名	電話番号 FAX番号	
希望する 業務	希望する 業務		

平均生産額 又は販売額	直前第2年度決算		直前第1年度決算		平均生産額 (①+②)/2	役員 職務
	①	②	①	②		
自己資本額	資本金(元入金)					
職員数	総資産合計(次年度繰越純資本金額)	技術関係職員	事務関係職員	その他	計	人
経営比率	流動資産() / 流動負債() × 100 = %					
営業年数	創業日 年月日	現組織変更日 年月日	営業中断期間 年月～年月	通算年数 年		
障害者雇用状況	障害者雇用状況報告義務 法定雇用率達成		有	無	雇用障害者数 人	
ISO認証取得	有 (ISO9001 又は ISO14001)		無			

注) 太枠の欄は、記入しないでください。

(裏面)

青森県と契約を希望する支店・営業所等一覧

1	〒 住所	支店・営業所等名称	電話番号 FAX番号	
2	〒 住所	支店・営業所等名称	電話番号 FAX番号	
3	〒 住所	支店・営業所等名称	電話番号 FAX番号	
4	〒 住所	支店・営業所等名称	電話番号 FAX番号	
5	〒 住所	支店・営業所等名称	電話番号 FAX番号	
6	〒 住所	支店・営業所等名称	電話番号 FAX番号	
7	〒 住所	支店・営業所等名称	電話番号 FAX番号	
8	〒 住所	支店・営業所等名称	電話番号 FAX番号	
9	〒 住所	支店・営業所等名称	電話番号 FAX番号	
10	〒 住所	支店・営業所等名称	電話番号 FAX番号	

注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4縦長とする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭